

安全保障理事会決議 1809 (2008)

2008年4月16日、安全保障理事会第5868回会合にて採択

安全保障理事会は、

国際連合と地域的機構との間の協力に関する従前のすべての決議および議長諸声明、とりわけ決議2005年9月14日の1625(2005)、および2005年10月17日の1631(2005)、2004年7月20日のS/PRST/2004/27、2004年11月19日のS/PRST/2004/44、2007年3月28日のS/PRST/2007/7、2007年8月28日のS/PRST/2007/31、また2007年11月6日のS/PRST/2007/42を再確認し、

また、2000年10月31日の決議1325(2000)、2005年7月26日の1612(2005)および2006年4月28日の1674(2006)をも再確認し、

その国際の平和と安全の維持に関する安保理の主要な責任を想起し、また、平和と安全の維持に関連する問題での地域的および準地域的機構との協力および国際連合憲章第8章との両立は、集団的安全保障を改善するものであることを確認し、

アフリカ大陸における紛争の解決のための取り組みにおけるアフリカ連合の役割を歓迎し、また、アフリカ連合による、また準地域的機構を通して実施された平和構想に対する支持を表明し、

武力紛争の防止における国際連合の役割の強化の必要性を強調し、また、アフリカにおける対立および発生しつつある危機に早期に対応することを可能にするために、国際連合と地域的機構、とりわけアフリカ連合、との効果的な共働の発展の有用性を強調し、さらにこの点において、とりわけ共同で仲介が進められているアフリカにおいて、国際連合と地域的機構が、平和と安全および仲介へ向けての取り組みの状況について、合同で再検討を行うという事務総長の提案に対し、関心を持って留意し、

地域的機構が、それらの紛争の予防および解決に向けて影響を与えるための取り組みに資することが可能な地域の情報によって、武力紛争の根本的な原因を理解するのに適した位置にあることを確認し、

アフリカ連合の発生しつつある危機的な状況に対する迅速かつ適切な対応の公約および紛争予防、平和維持および平和構築の効果的な戦略の開発を通してを含む、アフリカにおける共通の集団的安全保障に対する課題に対処するための能力を構築することを支援する

ために、さらにアフリカ連合との協力を強化する重要性を強調し、

安全保障理事会の作業への地域的機構の参与を適切に拡大し、また、武力紛争の予防または平和維持の能力を持つ地域的機構が、そのような能力を国際連合の待機部隊協定制度の枠組みの中に置くという選択肢を考慮することを確保するという 2005 年の世界サミットの国家元首および政府の長による決意を想起し、

紛争の予防および危機管理、また、紛争後の安定化における地域的および準地域的機構の能力の強化の重要性を確認し、

国際連合とアフリカ連合との間の実質的な協力、とりわけ、アフリカ・ブルンジ・ミッション (AMIB) から国際連合ブルンジ活動 (ONUB)、およびアフリカ連合スーダン・ミッション (AMIS) からダルフルールにおける国際連合・アフリカ連合混合部隊 (UNAMID) への移管から得た教訓に留意し、

国際連合とアフリカ連合との間の調整と協力を強化するにあたっての、国際連合アディス・アベバ連絡事務所の貢献と同時に、その能力を拡大するために強化する必要をも確認し、

加盟国からの負担金の徴収や、活動を賄うための、援助供与国からの資金の調達を含め、地域的機構は、機構のために人的、財政的、後方支援およびその他の資源を確保する責任を持っていることを確認し、また、国際連合の国別分担金を利用し、地域的機構を賄うための課題を確認し、

さらに、いくつかの地域的機構、とりわけアフリカ連合が、効果的に地域の平和と安全を維持するという任務を実行するうえで直面しているひとつの主要な制約は、予測可能で、持続的かつ柔軟な資金を確実にすることであることをも確認し、

国際の平和と安全の維持における国際連合と地域的機構、とりわけアフリカ連合、との関係に関する事務総長報告書(S/2008/186)およびとりわけアフリカにおける紛争予防に関する事務総長報告書(S/2008/18)の二つに留意し、

1. 国際連合憲章第 8 章にもとづき、国際連合と地域的機構、とりわけアフリカ連合との関係をさらに拡大するために効果的な措置を取るという決意を表明する。
2. 紛争予防、信頼醸成および仲介への取り組みを通してを含め、地域的および準地域的

機構の紛争の平和的解決への継続した参与を奨励する。

3. 地域的な対話および共有された経験の推進、また同時に紛争および平和と安全に関連するその他の問題の解決への共通の地域的アプローチを歓迎する。

4. 国際連合憲章第8章にしたがってその平和維持能力を強化し、および大陸における平和維持活動を実行し、ならびに平和安全保障委員会を通して国際連合と調整するアフリカ連合および準地域的機構の現在進めている取り組み、さらに大陸の早期警戒態勢、アフリカ待機軍のような即応能力、および賢人パネルを通してを含めた強化された仲介能力を開発する現在進行中の取り組みを歓迎し、また、さらに奨励する。

5. アフリカ連合の能力の強化に対するヨーロッパ連合の貢献を含め、国際連合、アフリカ連合およびヨーロッパ連合の間での協力に関する最近の進展を歓迎する。

6. 国際の平和と安全の維持において、それぞれの能力を強化する取り組みを含め、地域的および準地域的機構の間での協力、とりわけアフリカ連合(AU)、米州機構(OAS)、アラブ連盟(LAS)、東南アジア諸国連合(ASEAN)およびヨーロッパ連合(EU)の間での協力、を強化し、拡大するよう奨励する。

7. 地域的機構の関連する組織、とりわけアフリカ連合平和安全保障委員会との協力を強化し、さらに効果的にするという決意を表明する。

8. 周旋、仲介支援、安全保障理事会により委ねられた制裁の効果的な利用、選挙支援および予防的な現地関与、そしてアフリカの場合、中でもアフリカ連合賢人パネルへの支援を中心とすることを含み、紛争予防、解決および管理において、国際連合と地域的機構、とりわけアフリカ連合との協力を強化し、拡大するという決意を表明する。

9. 国際連合と地域的機構、とりわけアフリカ連合、が平和と安全の問題に関して取る共同かつ調整された取り組みは、国際連合憲章および関連する地域的機構の憲章に合致し、それぞれの賞賛すべき能力に基礎を置き、それぞれの経験を十分に活用すべきことを強調する。

10. 主に平和と安全保障、とりわけアフリカ連合待機部隊の実働化、を中心とするアフリカ連合の10カ年能力構築計画の実施の重要性を重視する。

11. アフリカ連合の平和支援活動部の能力を強化するための、任務の計画作成および管理

を含めて、必要な専門性を提供し、また技術的な知識を移譲する目的のための、調整窓口としての平和維持活動局のアフリカ連合平和維持支援班の拡大した取り組み、と同時に賢人パネルおよびその他の仲介計画の実働化に関し、アフリカ連合と共に仕事をするための政治局の職員の配置、を奨励する。

12. 事務局に対し、アフリカ連合委員会との調整を通し、アフリカ連合がさらに軍事的、技術的、後方支援および行政的な能力を開発することを可能とする方法について、必要とされる能力と勧告の一覧表を開発するよう求める。

13. さらに支援を提供し、経験を共有するための、国際連合事務局職員によるアフリカ連合本部への定期的な追加支援団の支援を通してを含む、国際連合事務局とアフリカ連合委員会との間のより緊密な協力を奨励する。

14. とりわけアフリカにおいて、武力紛争の予防における国際連合の能力を強化する方策をさらに模索するとの決意を表明する。

15. アフリカにおける事務総長の周旋機能の重要性を確認し、またこの点に関し、事務総長が紛争の平和的な解決を助長するために、適切な場合には、アフリカ連合およびその他の準地域的機構と調整し緊密に活動しながら、可能な限り頻繁に仲介の利用を継続するよう奨励する。

16. 国際連合の任務の下で平和維持を実施する場合に、地域的機構の財政の予測可能性、持続性、柔軟性を強化する必要を確認し、このような平和維持活動をどのように支援すべきかという様式、とりわけ設立時の費用負担、装備および後方支援、を深く考察し、また、過去および現在のアフリカ連合の平和維持への取り組みから得られた深い教訓を考察するための傑出した人物により構成されるアフリカ連合—国際連合パネルを3カ月以内に設立するという事務総長の提案を歓迎する。

17. 事務総長に対し、安全保障理事会に対する定期報告の中に、国際連合と関連する地域的機構との間の協力の進展に関する評価を含めるよう要請する。

18. 引き続きこの問題に取り組むことを決定する。